

9時00分開会を宣言する。

職務代理者のあいさつの後、議事に入る。

- 議 長 本日の議事録署名を3番委員と4番委員にお願いします。
それではそれでは議案第1号「非農地証明交付申請の承認について」まず、1番より事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 1番の柿木村福川の677番について非農地の事由についてを簡単に説明を行う。
- 議 長 非農地証明の確認を14, 3, 17番の3名の委員さんで確認をお願いします。そして、事務局へは14番の委員より報告をお願いします。続いて議案第1号「非農地証明交付申請の承認について」2番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 2番の蓼野の921番について非農地の事由についてを簡単に説明を行う。
- 議 長 非農地証明の確認を11, 2, 20番の3名の委員さんで確認をお願いします。そして、事務局へは11番の委員より報告をお願いします。続いて議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第2号1番について、資料の内容について説明を行う。父親から娘への農地の贈与の申請です。
- 議 長 7番委員より説明をお願いします。
- 7 番 問題はないと思われま。
- 議 長 事務局、7番委員より報告がありました。質問等ありませんか。
- 議 長 議案第2号1番について承認される方は挙手をお願いします。多数ということで申請を認めます。
- 議 長 続いて議案第2号の2「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第2号2番について、資料の内容について説明を行う。この農地は平成25年9月25日に農地法による別段面積を定めた農地ですので下限面積は大丈夫です。今回の申請が承認されれば家と併せて購入されるようです。申請者は吉賀町で農業をされたいという方でIターン者です。今後、菌床しいたけ、ワサビの研修を受けるようです。今回の申請地については自家野菜の栽培での申請です。売買価格は10a当たり10万となります。
- 1 6 番 太田さんという方が所有者で本人よりは直接聞き取りは出来ませんでした。周りの人より宅地も農地も売り渡してしまいたいとのことであった
- 議 長 事務局、16番委員より報告がありました。質問等ありませんか。
- 1 0 番 購入後すぐやめたらどうなるのか。
- 事 務 局 将来的なことであって現時点ではなんともいえない。
- 1 0 番 家をきちんと購入した後ではいけないのか、今審議すべき事案なのか。
- 事 務 局 家、農地の登記を一度に行うことで経費の節減になるので、今回審議していただきたい。また、申請があった以上議案とするのは当然でもある。
- 1 6 番 現在、売主、買主の両方がいない状態で地元委員に意見を求められても困る。
- 事 務 局 なかなか厳しいとは思いますが、色々なところから情報をもらい精査して意見を述べていただきたい。
- ? 番 Iターンでなくても10a以下でも農地の売買が出来るということか
- 事 務 局 今回のケースはこの宅にこの農地が付いているといった条件付農地であります。
- 議 長 議案第2号1番について承認される方は挙手をお願いします。多数ということで申請を認めます。続いて議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第3号について、資料の内容について説明を行う。ただし件数が多いため借手を中心に集約して説明を行う。
- 議 長 事務局より報告がありました。質問等ありませんか。議案第3号について承認される方は挙手をお願いします。多数ということで申請を認めます。

議 長 議案第4号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価について
議案第5号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
事務 局 関連する議案となりますので、事務局より一括で提案いたします。
資料の説明を行い、本議案について農業委員会の承認をいただければ、5月中にパ
ブリックコメントを求め、農業者の意見を聞き、それを加えたものを6月に国へ報
告することを報告。

1 0 番 集落営農組織は機械だけの共有も含めているのか。
事務 局 含めていません。

1 0 番 どういった基準で集落営農組織としてカウントしているのか。
事務 局 分かりませんので、次回の総会にて報告いたします。

議 長 議案第4,5号について承認される方は挙手をお願いします。多数ということで申請
を認めます。

(午前10時00分閉会)